



金沢市公報

号外第5号の5

平成22年(2010年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎目次	ページ	○公立大学法人金沢美術工芸大学の設立に伴う関係規則の整備に関する規則	()	3
●規則				
○公立大学法人金沢美術工芸大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則		(美術工芸大学法人化準備室)	1	

規 則

公立大学法人金沢美術工芸大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第1号

公立大学法人金沢美術工芸大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定に基づき、公立大学法人金沢美術工芸大学（以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務方法書の記載事項)

第2条 法第22条第2項に規定する業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務運営に関する基本方針
- (2) 業務委託の基準
- (3) 競争入札その他契約に関する基本的事項
- (4) その他法人の業務の執行に関し必要な事項

(料金の上限の認可の申請)

第3条 法人は、法第23条第1項の規定により料金の上限の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 料金の種類及び上限
- (2) 料金の上限の額の設定の根拠
- (3) 料金の上限の範囲内において現実に徴収しようとする料金の額
- (4) 料金の上限を変更しようとする場合にあっては、その理由

(中期計画の認可の申請)

第4条 法人は、法第26条第1項前段の規定により中期計画（同項に規定する中期計画をいう。以下同じ。）の認可を受けようとするときは、当該中期計画の最初の事業年度の開始の日の30日前までに、当該中期計画を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

2 法人は、法第26条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(中期計画に記載する業務運営に関する事項)

第5条 法第26条第2項第7号に規定する規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設及び設備に関する計画
- (2) 人事に関する計画
- (3) 積立金の使途

(4) その他法人の業務運営に関し必要な事項

(年度計画の記載事項等)

第6条 法人は、法第27条第1項前段に規定する年度計画（以下「年度計画」という。）には、認可中期計画（同項に規定する認可中期計画をいう。以下同じ。）に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 法第27条第1項後段の規定による年度計画の変更の届出は、変更した事項及びその理由を記載した届出書により行わなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績報告)

第7条 法人は、法第28条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について金沢市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価を受けようとするときは、当該事業年度の終了後3月以内に、年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出しなければならない。

(中期目標に係る事業報告書の記載事項)

第8条 法第29条第1項に規定する中期目標（法第25条第1項に規定する中期目標をいう。以下同じ。）に係る事業報告書には、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにしなければならない。

(中期目標に係る業務の実績報告)

第9条 法人は、法第30条第1項の規定により中期目標の期間における業務の実績について評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標の期間の終了後3月以内に、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出しなければならない。

(特定償却資産の指定)

第10条 市長は、法人が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を特定償却資産（地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号。以下「会計基準」という。）に定めるところにより、減価償却相当額を損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額する償却資産をいう。）として指定することができる。

(財務諸表)

第11条 法第34条第1項に規定する規則で定める書類は、会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(財務諸表等の閲覧期間)

第12条 法第34条第4項に規定する規則で定める期間は、6年とする。

(剰余金のうち中期計画に定める用途に充てられる額の承認の申請)

第13条 法人は、法第40条第1項に規定する残余がある場合において、その残余の額の全部又は一部を同条第3項の規定により翌事業年度に係る認可中期計画に定める剰余金の用途に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 承認を受けようとする金額

(2) 前号の金額を充てようとする剰余金の用途

2 前項の申請書には、法第40条第1項に規定する残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他市長が必要があると認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(積立金の処分に関する承認の申請)

第14条 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る法第40条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第4項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の6月30日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。

(1) 承認を受けようとする金額

(2) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他市長が必要があると認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(納付金の納付の手続)

第15条 法人は、法第40条第6項に規定する残余があるときは、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の6月30日までに、同項の規定による納付金（以下「納付金」という。）の計算書を市長に提出しなければならない。

2 前項の計算書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて添付することを要しない。

（納付金の納付期限）

第16条 納付金は、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の7月10日までに納付しなければならない。

（短期借入金の認可の申請）

第17条 法人は、法第41条第1項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第2項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入れ又は借換えを必要とする理由
- (2) 短期借入金の額
- (3) 借入先
- (4) 短期借入金の利率
- (5) 短期借入金の償還の方法及び期限
- (6) 利息の支払の方法及び期限
- (7) その他市長が必要があると認める事項

（重要な財産の処分等の認可の申請）

第18条 法人は、法第44条第1項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 処分等に係る財産の内容及び予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により処分等を行おうとする場合にあっては、その適正な見積価額）
- (2) 処分等の条件
- (3) 処分等の方法
- (4) 法人の業務運営上支障がない旨及びその理由

（本市の出資に係る土地又は建物の処分等に関する協議）

第19条 法人は、本市の出資に係る土地又は建物の全部又は一部の処分等を行おうとするとき（法第44条第1項の規定により認可を受けて処分等を行おうとするときを除く。）は、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

2 前項の規定による協議は、前条各号に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 法人の成立後最初の中期計画の認可の申請に係る第4条第1項の規定の適用については、同項中「当該中期計画の最初の事業年度の開始の日の30日前までに」とあるのは、「法人の成立後遅滞なく」とする。
- 3 法人の成立の際、法第66条第1項の規定により法人に承継された権利に係る財産のうち償却資産については、第10条の規定による指定があったものとみなす。

公立大学法人金沢美術工芸大学の設立に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第2号

公立大学法人金沢美術工芸大学の設立に伴う関係規則の整備に関する規則

（金沢美術工芸大学公印規則等の廃止）

第1条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 金沢美術工芸大学公印規則（昭和31年規則第30号）
- (2) 金沢美術工芸大学学則（昭和47年規則第32号）
- (3) 金沢美術工芸大学の組織及び分掌事務規則（昭和54年規則第24号）

- (4) 金沢美術工芸大学大学院学則(昭和54年規則第25号)
- (5) 金沢美術工芸大学事務決裁規則(昭和55年規則第20号)

(金沢市職員職名規則の一部改正)

第2条 金沢市職員職名規則(昭和28年規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「(美術工芸大学の事務関係職員以外の職員を除く。)」を削る。

第4条第1項第1号中「院長 学長」を「院長」に改める。

(金沢市職員退職手当支給条例施行規則の一部改正)

第3条 金沢市職員退職手当支給条例施行規則(昭和30年規則第34号)の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第4条の2第2項第19号」を「第4条の2第2項第21号」に改める。

第2条の4第1項中「第19号」を「第21号」に改める。

別表イの表第1号区分の項第2号中「平成18年4月以後の給与条例」を「平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間において適用されていた職員の給与に関する条例(以下「平成18年4月以後平成22年3月以前の給与条例」という。)」に改め、同イの表第2号区分の項第2号中「平成18年4月以後の給与条例」を「平成18年4月以後平成22年3月以前の給与条例」に改め、同項第4号中「平成20年4月1日以後適用されている職員の給与に関する条例(以下「平成20年4月以後の給与条例」という。)」を「平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間において適用されていた職員の給与に関する条例(以下「平成20年4月以後平成22年3月以前の給与条例」という。)」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- 5 平成22年4月1日以後適用されている職員の給与に関する条例(以下「平成22年4月以後の給与条例」という。)の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち市長の定めるもの

別表イの表第3号区分の項第2号中「平成18年4月以後の給与条例」を「平成18年4月以後平成22年3月以前の給与条例」に改め、同項第4号中「平成20年4月以後の給与条例」を「平成20年4月以後平成22年3月以前の給与条例」に改め、同項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同項第5号中「第2号区分の項第5号」を「第2号区分の項第6号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- 5 平成22年4月以後の給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第2号区分の項第5号に掲げる者を除く。)のうち市長の定めるもの

別表イの表第4号区分の項第2号中「平成18年4月以後の給与条例」を「平成18年4月以後平成22年3月以前の給与条例」に改め、同項第4号中「平成20年4月以後の給与条例」を「平成20年4月以後平成22年3月以前の給与条例」に改め、同項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- 5 平成22年4月以後の給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち市長の定めるもの

別表イの表第5号区分の項第2号中「平成18年4月以後の給与条例」を「平成18年4月以後平成22年3月以前の給与条例」に改め、同項第4号中「平成20年4月以後の給与条例」を「平成20年4月以後平成22年3月以前の給与条例」に改め、同項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- 5 平成22年4月以後の給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第4号区分の項第5号に掲げる者を除く。)のうち市長の定めるもの又は3級若しくは2級であったもののうち市長の定めるもの

別表イの表第6号区分の項第2号中「第5号区分の項第5号」を「第5号区分の項第6号」に改め、同項第3号中「第5号区分の項第6号」を「第5号区分の項第7号」に改め、同イの表第7号区分の項第2号中「平成18年4月以後の給与条例」を「平成18年4月以後平成22年3月以前の給与条例」に改め、同項第3号中「平成18年4月以後の給与条例」を「平成18年4月以後平成22年3月以前の給与条例」に改め、同項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- 4 平成22年4月以後の給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第5号区分の項第5号に掲げる者を除く。)のうち市長の定めるもの又は1級であったもののうち市長の定めるもの

(金沢市職員被服貸与規則の一部改正)

第4条 金沢市職員被服貸与規則(昭和31年規則第29号)の一部を次のように改正する。

別表第4第2項の表を次のように改める。

貸与品の種類	数量	備考
作業服(上、下)	4	実習担当者に限る。
白衣	4	理科担当者に限る。
運動着	4	体育担当者に限る。
運動シャツ	4	
ズック	1	

(職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 職員の給与に関する条例施行規則(昭和31年規則第39号)の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「及び金沢美術工芸大学(以下「大学」という。)の学長」を削る。

第13条の2第1項第2号中「大学及び」を削り、アを削り、イをアとし、ウをイとする。

第14条の2第3号イを次のように改める。

イ 職員以外の地方公務員(市長が定める者に限る。)

第14条の2第3号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、同号に次のように加える。

オ 金沢市職員退職手当支給条例(昭和28年条例第41号)第6条第5項第2号に規定する一般地方独立行政法人等職員(市長が定める者に限る。)

カ 金沢市職員退職手当支給条例第7条の2第1項に規定する市設立一般地方独立行政法人役員(市長が定める者に限る。)

第16条の4中「及び大学の学長」及び「とし、大学の学長については100分の20」を削る。

第17条の2第1項第2号中「オ」を「カ」に改める。

別表第1教育職給料表(1)の項を削り、同表中「教育職給料表(2)」を「教育職給料表」に改める。

別表第2市長の事務部局の項中「市立病院事務局長 美術工芸大学事務局長」を「市立病院事務局長」に、「市立病院看護部長 美術工芸大学事務局長次長」を「市立病院看護部長」に、「市立病院看護部担当部長 美術工芸大学附属図書館長 美術工芸大学造形芸術総合研究所長 美術工芸大学評議員」を「市立病院看護部担当部長」に改める。

別表第2の2第2項を削り、同表第3項中「教育職給料表(2)」を「教育職給料表」に改め、同項を同表第2項とし、同表第4項から第6項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第3美術工芸大学の項を削る。

別表第3の2第2項を削り、同表第3項を同表第2項とする。

別表第4中「教育職給料表(2)」を「教育職給料表」に改める。

(金沢市公舎貸与規則の一部改正)

第6条 金沢市公舎貸与規則(昭和32年規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

金沢公舎2号	金沢市天神町1丁目5番9-3号	44,990円
金沢公舎3号	金沢市天神町1丁目5番9-3号	44,172円
金沢公舎4号	金沢市天神町1丁目5番9-2号	42,536円
金沢公舎5号	金沢市彦三町2丁目1番13号	16,225円
金沢公舎6号	金沢市飛梅町2番14号	23,976円

金沢公舎2号	金沢市彦三町2丁目1番13号	16,225円
金沢公舎3号	金沢市飛梅町2番14号	23,976円

改める。

(初任給調整手当に関する規則の一部改正)

第7条 初任給調整手当に関する規則(昭和36年規則第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)」を「及び教育職給料表」に改める。

(金沢市財務規則の一部改正)

第8条 金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、美術工芸大学事務局」を削り、同条第2号中「、議会事務局長及び美術工芸大学事務局長」を「及び議会事務局長」に改め、同条第3号中「、美術工芸大学事務局にあっては美術工芸大学事務局次長」を削る。

第47条第1号中「第7号」を「第6号」とし、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第57条第1項第2号中「、美術工芸大学入学考査料及び入学金」を削り、同項第3号及び第4号中「美術工芸大学又は」を削る。

別表第1甲表中

建築指導課	建築指導課長	建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定に基づく確認等、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)の規定に基づく宅地造成の許可、都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定に基づく許可等及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定に基づく認定に係る手数料並びに開発登録簿の写しの交付に係る手数料の収入に関する事務	所属職員
美術工芸大学	事務局次長	ア 授業料、入学考査料、入学金及び証明の事務に係る手数料の収入に関する事務 イ 市民公開講座の受講及び体育施設の照明費用に係る実費の収入に関する事務	所属職員

建築指導課	建築指導課長	建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定に基づく確認等、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)の規定に基づく宅地造成の許可、都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定に基づく許可等及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定に基づく認定に係る手数料並びに開発登録簿の写しの交付に係る手数料の収入に関する事務	所属職員
-------	--------	--	------

改める。

別表第6備品、消耗品の部の表備品、消耗品の整理区分例示の表01の項及び02の項中「大学生用 高校生用」を「高校生用」に改める。

様式第15号中その2を削り、その3をその2とし、その4をその3とし、その5をその4とする。

様式第21号の2を削る。

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第9条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和45年規則第23号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号イを削り、同号ウ中「教育職給料表(2)」を「教育職給料表」に改め、同ウを同号イとし、同号中エをウとし、オをエとし、カをオとする。

第17条第1号中「教授、准教授、研究員」を「研究員」に改める。

別表第1イを削り、同表ウ中「教育職給料表(2)級別標準職務表」を「教育職給料表級別標準職務表」に改め、同ウを同表イとし、同表中エをウとし、オをエとし、カをオとする。

別表第2イを削り、同表ウ中「教育職給料表(2)級別資格基準表」を「教育職給料表級別資格基準表」に改め、同ウを同表イとし、同表中エをウとし、オをエとし、カをオとする。

別表第6イを削り、同表ウ中「教育職給料表(2)初任給基準表」を「教育職給料表初任給基準表」に改め、同ウの表の備考中「教育職給料表(2)級別資格基準表」を「教育職給料表級別資格基準表」に改め、同ウを同表イとし、同表中エをウとし、オをエとし、カをオとする。

別表第7イを削り、同表ウ中「教育職給料表(2)昇格時号給対応表」を「教育職給料表昇格時号給対応表」に改め、同ウを同表イとし、同表中エをウとし、オをエとし、カをオとする。

(金沢市事務決裁規則の一部改正)

第10条 金沢市事務決裁規則(昭和60年規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「、市立病院事務局及び美術工芸大学事務局」を「及び市立病院事務局」に改め、同条第10号中「、金沢市保健所補助組織及び分掌事務規則」を「並びに金沢市保健所補助組織及び分掌事務規則」に改め、「並びに金沢美術工芸大学の組織及び分掌事務規則(昭和54年規則第24号)に規定する事務局」を削り、同条第11号中「、美術工芸大学事務局にあつては美術工芸大学事務局次長」を削る。

別表第1契約イの表中「4,000万円以下の古書、美術品及び工芸品(美術工芸大学事務局長に限る。)」及び「及び美術工芸大学事務局次長」を削る。

(金沢市公共工事執行管理規則の一部改正)

第11条 金沢市公共工事執行管理規則(平成元年規則第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、美術工芸大学事務局にあつては美術工芸大学事務局次長」を削る。

(金沢市行政手続条例施行規則の一部改正)

第12条 金沢市行政手続条例施行規則(平成8年規則第88号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「、金沢市立工業高等学校並びに金沢美術工芸大学」を「並びに金沢市立工業高等学校」に改める。

(金沢市契約規則の一部改正)

第13条 金沢市契約規則(平成15年規則第1号)の一部を次のように改正する。

第39条第1項第5号中「及び美術工芸大学」を削る。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部改正)

第14条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第7条の規定による給料に関する規則(平成18年規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「別表第2イ」を「別表第2」に改める。

(金沢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第15条 金沢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則(平成18年規則第28号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第19号まで」を「第18号まで及び第21号」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

平成22年(2010年)3月31日 印刷
平成22年(2010年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)